

4月からの制度改正

介護保険制度、石狩市奨学金支給条例、パートタイム労働法、障害者総合支援法・児童福祉法がそれぞれ改正になります。

介護保険制度の改正 特別養護老人ホームへの入所要件が変わります

介護保険制度の改正に伴い、これまで「要介護1～5」とされていた特別養護老人ホームへの入所要件が、4月から「要介護3～5」に変更されます。

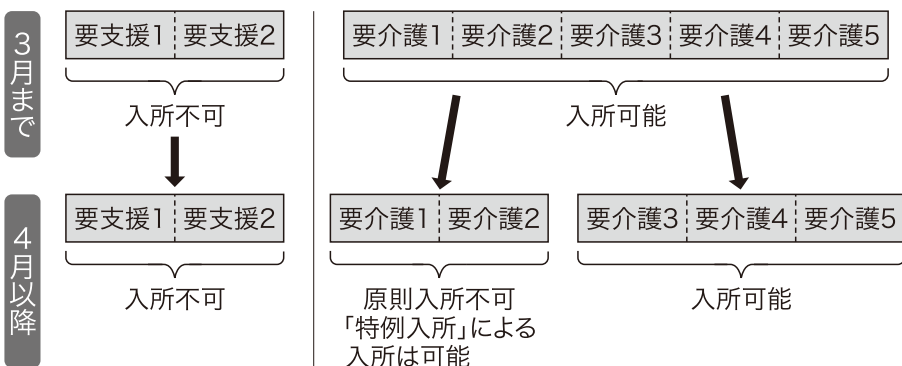
なお、3月以前にすでに入所中の要介護1・2の方は引き続き入所可能であるほか、要介護1・2の方でも、やむを得ない事由により施設以外での生活が著しく困難であると認められるときには、4月1日以降でも入所を可能とする「特例入所」が認められる場合があります。次のような事情を考慮することとされています。

- 認知症の方で、日常生活に支障を来すような症状や行動、意思疎通の困難さが頻繁に見られること
- 知的障害、精神障害などを伴い、日常生活に支障を来すような症状や行動、意思疎通の困難さが頻繁に見られること
- 家族などによる深刻な虐待が疑われることなどにより、心身の安全、安心の確保が困難であること
- 単身世帯である、同居家族が高齢または病弱である、などにより家族などによる支援が期待できず、かつ地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分であること

特例入所については、それぞれの状況により判断することとなりますので、まずは、最寄りのケアマネージャーもしくは高齢者支援課へお問い合わせください。

問合せ 高齢者支援課
☎72・6121

特別養護老人ホームへの入所要件



サービス等利用計画・障害児支援利用計画の作成が必要になります

障害者総合支援法・児童福祉法の改正により、4月から障がい者の方が抱える課題の解決や適切なサービス利用をきめ細かく支援するために、全ての障害福祉サービス・障害児通所支援を利用する障がい者（児）について、サービス等利用計画・障害児支援利用計画の作成が必要になりました。

サービス等利用計画・障害児支援利用計画を作る人は、指定特定相談支援事業者および指定障害児相談支援事業者です。また、相談支援事業者に代わり、利用者本人、家族、支援者などが作成することもできます（セルフプラン）。

問合せ 障がい支援課

☎72・3194

市内の相談支援事業者は「石狩市相談支援センターぶるっぶ」と「相談室ヨルド」です。
※詳しくは10ページをご覧ください

奨学金制度が変わります

①奨学金の種類と額

		月額奨学金		入学仕度資金	
		現 行	改正後	現 行	改正後
大学生		7,000円	廃止※	10,000円	廃止※
高等専門 学校生	第4学年 第5学年	7,000円	廃止※	—	—
	第1学年～ 第3学年	5,000円	6,000円	5,000円	40,000円
高等学校生など		5,000円	6,000円	5,000円	変更なし

4月から石狩市奨学金支給条例を、高等学校の修学期間に特化し支援する制度へ改正します。なお改正後、廃止となる大学生および高等専門学校（第4・第5学年）については、現行制度による2年間の経過措置を設けます（表の※部分）。

②高校生等奨学給付金等が支給される場合の取り扱い（追加）

都道府県が実施する高校生等奨学給付金の対象世帯（市町村民税所得割非課税の世帯または生活保護世帯）には、給付金が支給されることから、本市の奨学生となった場合の奨学金は、給付金との差額分を支給します。ただし、本市の奨学金支給額を上回る給付金が支給される世帯と、生活保護費から高等学校等就学費が措置される生活保護世帯は、本市の奨学生の支給対象から除きます。

③奨学生募集の期間（変更）

高校生等奨学給付金の対象となる世帯の収入状況などを確認する必要があることから、募集期間を「5月15日～6月15日」までに変更します。

問合せ 学校教育課
☎72・3171

パートタイム労働法が変わります

主な改正のポイント

①パートタイム労働者の公正な待遇の確保

・正社員と差別的取り扱いが禁止されるパートタイム労働者の対象範囲の拡大
・パートタイム労働者の待遇と正社員の待遇を相違させる場合は、職務の内容、人材活用の仕組み、そのほかの事情を考慮して、不合理と認められるものであってはならない

②パートタイム労働者の納得性を高めるための措置

パートタイム労働者を雇い入れたときは、雇用管理の改善措置の内容について、事業主が説明しなければならない

③パートタイム労働法の実効性を高めるための規定の新設

雇用管理の改善措置の規定に違反している事業主が、厚生労働大臣の勧告に従わない場合は、厚生労働大臣は事業主名を公表することができる

パートタイム労働者とは

○パートタイム労働法の対象となるパートタイム労働者（短時間労働者）とは、「1週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用される通常の労働者の1週間の所定労働時間に比べて短い労働者」のことです

○「パートタイマー」「アルバイト」「嘱託」「臨時社員」「準社員」など呼び方は異なっていますが、右記の条件に当てはまれば「パートタイム労働者」としてパートタイム労働法の対象となります

○フルタイムで働く人は、「パート」などのような名称で呼ばれていてもパートタイム労働法の対象とはなりません。事業主はこれらの人についてもパートタイム労働法の趣旨を考慮する必要があります



問合せ 厚生労働省北海道労働局雇用均等室

☎011・709・2715